

海外経済要録

国際機関

◇国際ココア協定失効

国際ココア機構(生産国15、消費国28、計43か国で構成<1973年6月発足>)の新国際ココア協定交渉会議(於ロンドン)は3月30日、安定価格帯の引上げを巡る生産・消費国の対立から新協定の締結に到らず閉幕した。これに伴い国際ココア協定は現行協定(1976年発効、当初3年、昨秋6ヵ月間延長)の期限切れ(3月31日)とともに失効し、また同時に国際ココア機構も解散することとなった。今後ココア生産国側は、中南米コーヒー生産国同盟(通称ボゴタ・グループ)に倣って独自の市場介入活動を行うものとみられている。

なお、国際ココア機構解散に当り、同基金の緩衝在庫基金(生産国が輸出カカオ豆1ポンド当たり1%づつ拠出、現在総額約2億2千万ドル)は輸出シェア(注)により各生産国に返還される予定。

(注) ガーナ	28%
コートジボワール	21
ブラジル	21
ナイジェリア	18
カメルーン	9 等

米州諸国

◇米国、総合インフレ対策を発表

カーター大統領は3月14日、インフレの高進に対処して、(1)財政赤字の削減、(2)連邦準備制度に対する1969年信用規制法に基づく信用規制実施権限の付与、(3)80年度賃金ガイドラインの設定、(4)石油輸入課徴金の賦課、(5)生産性向上等長期的施策の検討、の5項目にわたる総合インフレ対策を発表した。また連邦準備制度も同時に、(1)公定歩合高率適用制度の導入(3%の surcharge 賦課)、(2)支払準備制度の運用強化、(3)広範囲の金融機関を対象とした自主的信用規制の実施、等の引締め強化措置を発表した。政府および連邦準備制度の今次措置の概要は以下のとおり。

1. 財政面等の措置

(1) 財政赤字の削減

- 80年度財政赤字幅を1月の見積り(予算教書)比30~40億ドル削減するとともに、81年度については69年度以来12年ぶりの財政収支黒字化(100~130億

ドル)を図る。このため、①地方交付金、社会福祉関連支出等各種歳出の削減、②連邦職員の2万人削減(本年末まで)、③利子・配当源泉課税、石油輸入課徴金の賦課などを実施する(詳細は今月号要録「80、81年度修正予算」の項参照)。

- 予算外の政府融資・保証供与についても81年度には40億ドル削減する。

(2) 賃金ガイドラインの設定等

イ. 80年度(79年10月~80年9月)の賃金ガイドラインを+7.5~9.5%に設定する(79年度は+7%)。

ロ. 価格ガイドライン(注)の監視を強化する。

① 監視対象企業を年間売上高2.5億ドル以上の会社から同1億ドル以上の会社に拡大する(対象企業数1,200→2,500社)。

② 大企業に対し、値上げを行う際には政府に事前通告するよう要請する。

③ 賃金物価安定協議会の人員を倍増する。

(注) 現行の価格ガイドライン(昭和54年10月号「要録」参照)。

・ 対象期間: 78年10月2日に始まる2年間

・ ガイドライン: 上記期間内における年平均値上げ率を、76~77年の年平均値上げ率以内にとどめる(ただし、8.5%が上限)。

(3) 石油輸入課徴金の導入等

イ. 石油輸入課徴金を次のとおり賦課(注)する(根拠法は1962年通商拡大法。3月15日より実施)。

対象	課徴金
輸入原油	4.62ドル/バーレル
輸入ガソリン	4.20ドル/バーレル

なお上記措置は、現在議会で審議中の自動車燃料税(14セント/ガロン)法案が成立した時点で停止する。

ロ. 80年の国内ガソリン消費量の目標を665万バーレル/日と設定する(79年の消費実績は703万バーレル/日)。

(注) 政府は本措置によるガソリン消費節約効果は年間10万バーレル/日、消費者物価押し上げ効果は間接効果も含め0.7%ポイントと推定。

(4) 生産性向上等長期的施策の検討

民間貯蓄・投資の促進、研究開発投資の増強等を図るため、今後、①預金金利等に対する不必要な政府規制の撤廃、②生産性向上に関する勧告案作成のための「80年代国家問題検討大統領委員会」の設置、③財政収支均衡達成後の税制改革の実施、などについて検討する。

2. 金融面の措置

(1) 公定歩合の高率適用(レギュレーションAの変更)

イ. 適用利率：公定歩合の3%高(注1)(現行では16%)。

ロ. 適用条件：連銀借入を、①連続2報告以上(注2)にわたって行う場合または、②四半期中に延べ4報告週以上行う場合(ただし、季節貸出は対象外)。

ハ. 適用対象銀行：預金量5億ドル以上の加盟銀行

ニ. 実施日：3月17日以降

(注1) ボルカー連邦準備制度理事会議長は「今後市場金利の変動に応じて変更する」方針を明らかにしている。

(注2) 具体的には、例えば次のいずれのケースにおいても2週目の借入残高に高率適用。

① ある週に借入を行い、O/Nでその週中に返済したあと、翌週再びO/N借入を行った場合。

② ある週に借入を行い、週中に返済せず翌週まで借入を継続した場合。

(2) 増加額準備(注1)の強化・拡充(レギュレーションDの変更およびレギュレーションCCの設定<1969年信用規制法の発動>)

イ. 加盟銀行、外銀支店等(現行措置の強化)

(イ) 準備率引上げ：8→10%

(ロ) 基準残高の引下げ：当初基準残高比、①7%、または、②基準期間～3月12日週の間における当該銀行の外国向け貸出および他の金融機関の海外店からの預り金の減少額のいずれか大きい額を削減(ただし、最低基準残高は1億ドルに据置く)。

(ハ) 積み開始日：4月3日に始まる週

ロ. 非加盟銀行(新たに適用(注2))

(イ) 準備率：10%

(ロ) 基準残高：①3月12日に終わる前2週間の平残または、②1億ドルのいずれか大きい方(なお、今後外国向け貸出の減少度合に応じて基準を引下げる)。

(ハ) 積み開始日：4月17日に始まる週

(注1) 昨年10月に導入されたもの(昭和54年11月号「要録」参照)で、対象債務は、①期間1年未満の大口定期預金、②海外支店からのユーロ・ダラー借入等、③期間1年未満のフェデラル・ファンド取入れおよび買戻し条件付債券売却(ただし、取引相手が非加盟金融機関等)のいわゆる managed liabilities の合計額。また増加額計算のための基準額は①9月26日に終る前2週間の平残もしくは、②1億ドルのいずれか大きい方とされていた。

(注2) 準備は各地区連銀に積立てる。

(3) 投資会社等の短期金融市場債券投資(MMMF)に対する特別準備賦課(注1)(レギュレーションCCの設定<1969年信用規制法発動>)

イ. 準備対象(注2)：3月14日以降の増加分

ロ. 準備率：15%

ハ. 積み開始日：4月14日に始まる週

(注1) 準備は各地区連銀に積立てる。

(注2) 準備対象から年金勘定等は除外する。

(4) 消費者信用に対する特別準備賦課(注1)(レギュレーションCCの設定<1969年信用規制法発動>)

イ. 対象機関：商業銀行、金融会社、信用組合、貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、小売・ガソリン販売会社、旅行カード会社(ただし対象消費者信用供与額が2百万ドル以上の先)。

ロ. 対象消費者信用：クレジット・カード、当座貸越、個人向け無担保貸出等(ただし自動車、家具、住宅関連ローンを除く)の4月以降の増加額。

具体的には、4月以降各月の当該消費者信用平残のうち、①3月14日残高を超える部分、または、②当該月の前年同月平残に「基準増加率」(80年3月平残前年比増加率を毎月 $\frac{1}{2}$ ずつ引下げた比率(注2))を乗じて得た金額を超える部分、のいずれか低い方。

ハ. 準備率：15%

ニ. 積み開始日：5月22日(注3)。

(注1) 準備は、貯蓄貸付組合がその監督当局である連邦住宅貸付銀行に、また信用組合が同全国信用組合機構に積立てるほかは、すべて各地区連銀に積立てる。

(注2) 例えば80年3月の前年比増加率が12%ならば、「基準増加率」は4月11%、5月10%…となる。

(注3) 積立期間(1ヵ月単位)中、所要積立額を継続して預託の要。

(5) 信用供与自粛要請等

イ. 金融機関に対し信用供与残高の伸びを本年末までに前年比9%以内に収めるよう要請。

対象金融機関：商業銀行、銀行持株会社、金融会社(企業向け信用)
外銀エイジンシー・支店(米国居住者向け信用)

ロ. 銀行に対し無担保消費者信用、企業買収資金金融投資、投機資金融資等を自粛する一方、中小企業、農業向け貸出には配慮するよう要請。

ハ. CP市場、金融会社の活動を監視。

ニ. 外国銀行に対し米国向け貸出を行うに当たっては上

記趣旨に沿うよう要請。

ホ、本件に関し各機関から融資活動等に関する報告書を徴求(1969年信用規制法発動)。

- ① 銀行：資産10億ドル超の先 毎月
資産3～10億ドル超の先 四半期ごと
- ② 銀行持株会社：総資産10億ドル超の先 毎月
- ③ 外銀エイジ：世界全体の総資産10億ドル超の先 毎月
- ④ 金融会社：企業向け貸出10億ドル以上の先 毎月
- ⑤ 大企業：CP発行額および海外借入 毎月

へ、FRBは他の監督当局と協議しつつ金融機関等の融資活動状況をレビューするとともに、非銀行金融機関と融資活動について非公式ベースで討議する。

(6) 銀行持株会社に対するレギュレーションQ適用

1口10万ドル未満、期間4年以内の債務(ただしCPは除く)につき加盟銀行と同様の金利上限規制を適用。

イ、1口1万ドル以上、期間6ヵ月～2年半もの：MMC金利を上限。

ロ、期間2年半～4年もの：財務省証券利回り連動2年半定期金利を上限。

ハ、期間2年半以下のもの：加盟銀行の預金上限金利を適用。

◇米、80、81年度修正予算を発表

カーター大統領は3月31日、先の5項目からなる総合インフレ対策(3月14日発表、今月号要録「総合インフレ対策」の項参照)の柱とされる財政赤字削減措置の具体的内容を盛り込んだ80、81年度修正予算を議会に提出した。今次修正予算の概要は次のとおり(第1～2表)。

1. 歳入面では、後述のような経済見通しの改訂等に伴う収増(1月予算教書比<以下同じ>80年度+52億ドル、81年度+120億ドル)に加え、石油輸入課徴金(80年度+34億ドル、81年度+126億ドル)および利子・配当源泉課税(81年度+34億ドル)の導入から、全体で80年度が1月予算教書比86億ドル増(5,238億ドル<前年度比+12.4%>→5,324億ドル<同+14.3%>)、81年度が同280億ドル増(6,000億ドル<同+14.5%>→6,280億ドル<同+18.0%>)と、それぞれ増額修正されている。

2. 歳出面では、経済見直し改訂等に伴う支出増(80年

(第1表)

歳出・歳入別修正内訳

(単位・億ドル)

		1980年度	1981年度
歳入	1月予算教書	5,238	6,000
	経済見直し改訂等に伴う修正等 (うち石油超過利潤税法通過に伴う修正等)	+ 52 (△ 13)	+ 120 (+ 4)
	石油輸入課徴金賦課 利子・配当源泉課税	+ 34 —	+ 126 + 34
	今次改訂後	5,324	6,280
歳出	1月予算教書	5,636	6,158
	経済見直し改訂等に伴う修正等 歳出削減 (うち新規事業繰延べ等 人件費・既定事業圧縮等)	+ 80 △ 26 (△ 6) (△ 20)	+ 130 △ 172 (△ 40) (△ 132)
	今次改訂後	5,689	6,115
	収支じり		
収支じり	1月予算教書(A)	△ 398	△ 158
	今次改訂後(B)	△ 365	165
[収支じり改善幅(B) - (A)]		[+ 33]	[+ 323]

度+80億ドル、81年度+130億ドル)を見込む一方、新規事業の繰延べ、人員削減等による歳出カット(80年度△26億ドル、81年度△172億ドル)を図り、全体では80年度が1月予算教書比53億ドル増と若干の増額修正(5,636億ドル<前年度比+14.2%>→5,689億ドル<同+15.2%>)、81年度については同43億ドル減の減額修正(注)(6,158億ドル<同+9.3%>→6,115億ドル<同+7.5%>)を行っている。

(注) 81年度の歳出修正内訳をみると、国防費(+43億ドル)が国際政治情勢緊迫化を映じて、国債利払費(+12億ドル)が金利の高騰から、また国際関係費(+5億ドル)が輸銀の活動拡充から、それぞれ増額修正されている以外は、各項目とも軒並み減額修正。特に一般地方交付金(△22億ドル)のほか、若年層の職業訓練計画の縮小等による教育・労働関係費(△14億ドル)、太陽熱銀行設置繰延べ等によるエネルギー関係費(△12億ドル)、燃料節約計画の実施繰延べ等による運輸関係費(△12億ドル)等の歳出削減が目立つ。

3. 以上の結果、財政収支じりでは、80年度が△365億ドルの赤字と1月予算教書(△398億ドルの赤字)比33億ドルの赤字幅縮小にとどまっているが、81年度については1月予算教書の△158億ドルの赤字から一転して、165億ドルの黒字(改善幅+323億ドル)を見込んでいる。

4. なおカーター大統領は今次修正予算の発表と同時に、「更年後の米国の経済活動は年初に予想していたより底固く、特に個人消費、設備投資は予想外に高水準を

(第2表)

80、81年度修正予算の概要

(単位・億ドル、()内は前年度比増減(Δ)率%)

	1980年度		1981年度	
	1月予算教書	今次改訂後	1月予算教書	今次改訂後
歳入	5,238(12.4)	5,324(14.3)	6,000(14.5)	6,280(18.0)
歳出	5,636(14.2)	5,689(15.2)	6,158(9.3)	6,115(7.5)
収支	△ 398	△ 365	△ 158	165
歳入内訳				
個人所得税	2,387(9.6)	2,415(10.9)	2,744(14.9)	2,799(15.9)
法人所得税	723(10.1)	742(12.9)	716(△ 1.0)	741(△ 0.1)
社会保険税	1,622(14.5)	1,635(15.5)	1,874(15.5)	1,889(15.5)
消費税その他	506(24.3)	532(30.4)	667(31.8)	851(60.0)
うち超過利潤税	77(—)	64(—)	209(2.7倍)	219(3.4倍)
石油課徴金		34(—)		126(3.7倍)
歳出内訳				
国防費	1,304(10.8)	1,340(13.8)	1,462(12.2)	1,505(12.3)
国際関係費	104(70.8)	111(82.0)	96(△ 7.6)	101(△ 9.0)
科学・宇宙技術関係費	59(16.8)	59(18.0)	64(9.4)	62(5.1)
エネルギー関係費	78(13.1)	68(△ 1.4)	81(4.6)	69(1.5)
天然資源・環境整備関係費	128(5.7)	128(5.8)	128(0.3)	125(△ 2.3)
農業関係費	46(△ 25.7)	51(△ 17.7)	28(△ 39.6)	20(△ 60.8)
商業・住宅金融関係費	55(2.1倍)	62(2.4倍)	7(△ 87.0)	4(△ 93.5)
運輸関係費	196(12.4)	205(17.1)	202(2.7)	190(△ 7.3)
地域開発費	85(△ 10.7)	90(△ 5.3)	88(4.2)	85(△ 5.6)
教育・労働費	307(3.3)	301(1.3)	320(4.4)	306(1.7)
保健関係費	566(14.0)	565(13.9)	624(10.4)	619(9.6)
所得保障関係費	1,909(19.2)	1,900(18.6)	2,200(15.2)	2,201(15.8)
復員軍人関係費	208(4.2)	207(4.0)	217(4.6)	214(3.4)
一般行政費	49(17.6)	48(14.3)	49(0.9)	48(0)
一般地方交付金	87(3.6)	88(4.8)	96(10.9)	74(△ 15.9)
国債利払費	633(20.5)	643(22.2)	672(6.1)	684(6.4)
その他(重複控除等)	△ 176	△ 177	△ 177	△ 192

(注) 80年度における1月予算教書時と今次修正の前年度比増加率は必ずしもベースが一致しない場合がある。

続けている一方、物価は一段と騰勢を強めている」との現状認識を踏まえて、1月の予算教書で示した80、81年の経済成長率、物価上昇率等の見通し(3月号「要録」参照)を次のとおり改訂した(第3表)。

- (1) 80年の実質GNP成長率(年平均前年比)見通しを1月の-0.6%から+0.8%(79年実績+2.3%)へと上方修正する一方、81年については同0.4%と1月見通し(+1.7%)を下方修正。
- (2) こうした成長率見通しに基づき、80年第4四半期に失業率は7.2%と1月見通し(7.5%)比若干低下を見込んで(81年第4四半期については1月見通しどお

りの7.3%を想定)。

- (3) 一方80年の消費物価上昇率(年平均、前年比)を1月見通しの+11.8%から+13.9%(79年実績+11.3%)へと大幅に上方改訂(なお80年第4四半期の前年同期比上昇率も当初の+10.7%から今回+12.8%に上方改訂)。81年については、総合インフレ対策の効果発現が期待されることから、年平均前年比+9.5%(当初見通し+9.0%)と一応1けた台の上昇率にとどまるとの見通し。

(第3表) 政府の80、81年経済見通し

	1979年 実績	1980年		1981年	
		1月予 算教書	今 次 改訂後	1月予 算教書	今 次 改訂後
		(単位・%)			
名目GNP 年平均前年比	+11.4	+ 8.3	+10.6	+10.7	+10.1
第4四半期の 前年同期比	+10.0	+ 7.9	+10.0	+11.7	+11.4
実質GNP 年平均前年比	+ 2.3	△ 0.6	+ 0.8	+ 1.7	+ 0.4
第4四半期の 前年同期比	+ 1.0	△ 1.0	△ 0.4	+ 2.8	+ 2.2
失業率 年平均	5.8	7.0	6.7	7.4	7.3
第4四半期	5.9	7.5	7.2	7.3	7.3
C P I 年平均前年比	+11.4	+11.8	+13.9	+ 9.2	+ 9.5
第4四半期の 前年同期比	+12.8	+10.7	+12.8	+ 8.7	+ 9.0

◇米国、輸入鉄鋼製品に対するトリガー・プライス制度の適用を停止

米商務省は3月21日、去る78年4月以降実施してきた輸入鉄鋼製品に対するトリガー・プライス制度(昭和53年2月号「要録」参照)の適用を停止(Suspend)した。

本制度は、もともと、最も生産効率の高い国の生産コストをベースに輸入鋼材等に対する基準価格(トリガー・プライス)を設定し、これに基づいて政府が個々の輸入価格を監視することにより、国内鉄鋼業者からのダンピング提訴を待たずに迅速にダンピング調査を開始できる体制を整える目的で導入されたもの。しかしながら、3月21日にUSスチール社が、EC7か国からの輸入鉄鋼についてダンピング提訴を行ったことから、商務省では「こうした民間からの提訴が行われる事態の下ではトリガー・プライス制度を続ける意味がない」と判断、とりあえず本制度の適用停止措置に踏み切ったもの。

商務省では79年通商法の規定に基づき、20日以内に、上記USスチール社の提訴にかかるダンピング調査を開始するかどうかを決定する(同様にITC<米国国際貿易委員会>でも、15日以内に被害の予備調査を開始するかどうかを決定をする)予定。

<参考> トリガー・プライス(各種鋼材の平均、FOB価格)の推移

(単位・ドル/トン、カッコ内前期比増減(△)率・%)

1978年4～6月 328.23

7～9月 346.30(5.5)

10～12月 363.12(4.9)

1979年1～3月 388.54(7.0)

4～6月 388.54(0)

7～9月 383.10(△ 1.4)

10～12月 383.10(0)

1980年1～3月 394.81(3.1)

4～6月 394.81(0)

◇米国連邦準備制度理事会、在米外銀支店等に対し準備預金制度等を適用

連邦準備制度理事会は3月6日、「1978年国際銀行法(The International Banking Act of 1978)」(昭和53年10月号「要録」参照)第7条に基づき、在米外銀支店・エイジェンシーに対して加盟銀行の場合と同様に準備預金制度(レギュレーションD)および預金金利規制(レギュレーションQ)を適用する一方、連銀信用(レギュレーションA)等連銀サービスの利用を認めることとし、9月4日から実施する旨発表した。

このうち、準備預金制度に関する細目は次のとおり。

- (1) 対象先は、親銀行の世界全体における総資産が10億ドル以上の外銀の支店、エイジェンシーとする。
- (2) 対象債務は、同一連銀地区内に所在する当該銀行支店等の預金債務等の合計額とする。ただし、親銀行・海外支店等からの借入残高から当該支店等の総資産(ただし米国通貨等は除く)の8%相当額を控除した額については、資本金とみなして対象債務から控除する。

なお、所要準備の計算期間・積立方法等は加盟銀行の場合と同様。

- (3) 積立開始時期は本年9月4日からとするが、向う2年間は以下の要領で準備積み不足に対する罰則の適用を免除する。

(期間)	(準備積み不足に対する) 罰則適用免除の範囲
1980年9月～12月	100%
12月～81年3月	95
1981年3月～6月	85
6月～9月	75
9月～12月	60
12月～82年3月	45
1982年3月～6月	25
6月～9月	5
9月以降	0

◇米国連邦準備制度等、預金金利規制を一部改正

連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社、連邦住宅貸付銀行理事会は、2月27日、それぞれの管轄下にある商業銀行および貯蓄金融機関(相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合)に対する預金金利規制(連邦準備制度レギュレーションQ等)を一部改正し、2年半もの財務省証券金利基準の定期預金の金利上限を3月1日以降商業銀行については11.75%、貯蓄金融機関については12%(ただし複利方式の場合は各12.65%、12.94%)とする旨発表した。

同預金は本年1月1日に導入されたもので、金利上限は商業銀行が残存2年半もの財務省証券平均利回りマイナス0.75%、貯蓄金融機関が同マイナス0.5%とされていた(1月号「要録」参照)が、「この算定方式によると最近の金利急騰下では資金コストが急上昇(ちなみに同算式に従えば3月の上限金利は商業銀行が13.25%<複利方式では14.47%>、貯蓄金融機関が13.5%<同14.67%>)し、特に長期固定金利貸出のウェイトが高い金融機関に大きな打撃を与えるおそれがある」(連邦準備制度)ため、とりあえず今般固定的な上限金利を定めたものの。

◇米国連邦住宅貸付銀行理事会、流動性準備率を引下げ

連邦住宅貸付銀行理事会は3月26日、傘下の貯蓄金融機関に対する流動性準備率(liquidity requirement)を、総合流動性準備率については5.5%から5.0%へ、短期流動性準備率については1.5%から1.0%へ引下げ、それぞれ4月1日から実施する旨発表した。

同理事会はすでに昨年11月、貯蓄金融機関への資金流入額の伸び悩みとこれに伴う住宅資金供給パイプの縮小およびこれら機関の収益悪化傾向に対処すべく上記準備率の引下げ(総合、短期とも0.5%引下げ。54年11月号「要録」参照)を実施したが、その後もかかる傾向が改まるに至っていないため、今般再度同準備率の引下げに踏み切ったもの。なお、本措置実施に伴う資金解放額は約23億ドル(前回は同約24億ドル)とみられている。

◇カナダ、公定歩合のTBレート連動方式を採用

カナダ銀行は3月10日、公定歩合を91日もの大蔵省証券(TB)入札レートに連動させる方式(注)を採用、同13日から実施する旨発表した。本方式は、公定歩合を毎週木曜日の91日ものTB平均入札レートに0.25%上乗せした水準に自動的に設定し、同日午後2時ごろに公表、即日適用するもの。

今次措置の趣旨につきカナダ銀行のブイ総裁は「海外金融市場が混乱している状況下、連動方式を採用するこ

とにより金融政策の弾力性を高めるとともに、インフレ抑制に必要とされる水準以上に国内短期金利が上昇するのを防ぐことをねらったもの」と説明、併せて「新方式の下においてもカナダ銀行が短期金利に及ぼす影響度は従来とほとんど変わらない。カナダ銀行は引き続き公開市場操作や銀行準備のコントロール等を通じて短期金利の決定に重要な役割を果たしていくことになろう」とコメント。こうした趣旨に基づき、カナダ銀行としては「今後とも毎週のTB入札に積極的に参加していくほか、必要と認められればTB流通市場への介入も行っていく方針である」旨明らかにしている。

なお本方式適用の第1回目として、3月13日以降1週間の公定歩合は14.19%(同日のTBレート13.94%+0.25%)と定められ、それまでの14%から若干引上げられたかたち(3月最終木曜日<27日>には15.49%に上昇)。

(注) カナダ銀行ではかつて1956年11月から1962年6月までの6年間、今回と同様のTBレート連動方式を実施していたことがあり、今回は2回目。

欧州諸国

◇EC委員会、80年の域内経済見通しを改定

EC委員会は3月7日、80年の域内経済見通しの改定(当初見通しは昨年10月18日発表、54年11月号「要録」参照)および79年実績(速報)を発表した(下表参照)。これによると、79年の域内経済は、石油価格の急騰にもかかわらず、結局当初見通しに近い成長率を達成し、雇用情勢も若干ながら改善をみるなど、総じてみれば順調な

EC 経済見通し

	1978年 (実績)	1979年 (実績 <速報>)	1980年	
			当初 (79/10)	今次改定 (80/3)
実質GDP成長率(注)	+ 3.0	+ 3.3	+ 2.0	+ 1.2
CPI上昇率	+ 6.9	+ 9.0	+ 9.0	+ 11.3
失業率	5.5	5.6	6.2	6.4
マネーサプライ増加率	+ 12.7	+ 10.7	+ 10.5	+ 10.4
財政赤字対名目GNP比率	4.0	3.9	3.9	4.0
経常収支じり	134億 Ecusの 黒字	51億 Ecusの 赤字	52.5億 Ecusの 赤字	142億 Ecusの 赤字

(注) 前回石油ショック直後のECの実質GDP成長率は、74年+0.5%、75年+2.0%。なお、今次改定後の80年の各国別実質GDP成長率見通しは西ドイツ+2.1%、フランス+2.1%、英国+2.5%、イタリア+2.0%、オランダ+1.0%、ベルギー+1.9%、ルクセンブルク+1.8%、デンマーク+0.3%、アイルランド+1.4%。

推移をたどった。また80年については、石油価格大幅上昇等の影響で79年に比べかなりの成長率鈍化は避けられないものの、昨年末から本年初にかけて経済活動が予想以上に堅調であることなどからみて前回(1973年)石油危機時に比べ、成長率の落込みは小幅にとどまろうとしている。

なお、上記見通しと合わせ委員会では、各国に対し、インフレの抑制とエネルギーの有効活用等を図るため、公共部門赤字の増加を避ける等によりマネーサプライを厳格に管理すること、名目所得の上昇を抑えること、資源配分の適正化を図ること等を政策運営の最上位におくようにとの提言を付している。

◇ブンデスバンク、資本流入規制の緩和を提言

ブンデスバンクは、3月13日の定例中央銀行理事会(ランシュタイン大蔵省次官出席)において、最近西ドイツからの資本流出が急増している状況にかんがみ、政府に対し現行の資本流入規制を次のとおり緩和すべきとの提言を行った。なお本提言は、政府の政令改正等の手続きを経て近く実施される見通し。

- (1) 非居住者による国内確定利付債券の取得は、残存期間2年以内のものに限り禁止する(従来は4年以内のものが禁止*)。

* 対外経済法施行令第52条

- (2) 連邦等公共機関が発行する債務証券(Schuldschein)の対非居住者売却は、残存期間2年以内のものに限り禁止する(従来は、公共機関と引受け金融機関との契約により、債務証券の対非居住者向け売却は一切禁止)。

- (3) ブンデスバンクは、金融機関に対し金融機関が発行する債務証券のうち、残存期間2年以内のもの対非居住者売却についてのみ自粛を要請する(注)。

(注) ブンデスバンクは、本年2月初来金融機関に対し、同債務証券のうち新規発行分については残存期間5年以内のもの、また既発行分については同4年以内のもの対非居住者売却を自粛するよう要請していた。

◇西ドイツ、連邦債の発行を決定

1. 西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会(Der Engere Ausschuss des Bundesanleihe-Konsortiums)は、3月27日、期間10年もの連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、2月中央に発行された連邦郵便債の発行条件(3月号「要録」参照)と比べると、その間の市場金利の急上昇(注)を映じて応募者利回りが1.85%ポイント(8.11→9.96%)引上げられている(クーポン・レートも74年秋以来の10%台乗せ)。

期 間	10年
表 面 利 率	10.0%
発 行 価 格	100.25%
発 行 額	11億マルク
応募者利回り	9.96%
売 出 し 期 間	4月1～3日

(注) 市場金利の推移(国債残存期間10年、平均利回り・%)

2月上旬	中旬	下旬	3月上旬	中旬	下旬
8.17	8.34	8.73	9.09	9.35	9.67

2. 本決定につき、ランシュタイン大蔵省次官は「今回久方ぶりにクーポン・レート10%の国債を発行することとなったが、これにより目下不安定な地合いにある資本市場は落ち着きを取戻すものと期待される」とコメントしている。

◇ブンデスバンク、債券の売戻し条件付買オペを実施

1. ブンデスバンクは、3月31日、昨年6、8月以来3度目のロンバート貸付適格債券の売戻し条件付買オペを実施した(前2回のものについては、54年7月号、9月号、各「要録」参照)。

本措置の実施要領は以下のとおり。

- (1) 対 象……手形再割引対象金融機関
 (2) 対象債券……証券取引所取引の認められている中期債(連邦、州、連邦鉄道、連邦郵便の発行にかかるもの)
 (3) 期 間……32日
 (4) 買 入 日……4月1日(申込み締切りは3月31日午前11時)
 (5) 買入価格……買入日前日の取引所取引公示価格ないし取引所取引価格
 (6) 買入金利……8.9%
 (7) 取 引 額……30億マルクを限度(割当方式)

2. 本措置につき、市場筋では「このところ外資流出傾向の持続や復活際休暇入りを前にした現金需要の増大を背景に銀行流動性が著しく逼迫しており、銀行のロンバート貸付への依存がとみに高まっている(注)状況をながめブンデスバンクが現時点のロンバート貸付利用残高はやや高すぎると判断し、割高レートによる本オペで流動性を供給した」としている。

(注) ブンデスバンクは、2月28日の中央銀行理事会においてロンバート貸付の使用制限を撤廃した際、本貸付が短期かつ止むを得ない場合の一時的な信用供与手段として利用すべきものとして、金融機関に対しその行過ぎた利用を慎むよう要請していた。

◇フランスの有力市中銀行、変動利付債券を発行

クレディ・リヨネ、フランス商業銀行(Crédit Commercial de France)の両行は3月10日、国内債券市場に

において変動利付債券の発行を行った。フランスでは、従来からも旧事業銀行や外国銀行により時折変動利付債券が発行されてはきたが、今回のように、全国的な店舗網を有する大銀行により、かなり多額の変動利付債券が発行されたのは初めてのことである。

両行が発行した変動利付債券の発行条件等は次のとおり。

	クレディ・リヨネ	フランス商業銀行
発行額 (億フラン)	8	4.5
金利 (%、パー発行)	翌日ものコール・レート(年間平均)の1.1倍、ただし10.5%の最低金利を保証	翌日ものコール・レート(年間平均)の1.25%ポイント高、ただし10.5%の最低金利を保証
償還期間	8年後一括償還	10年(3年据置後7年均等償還)
付帯条件	—	発行3年後(83年3月)に固定金利債に転換可能とする。この場合、適用金利は既発私企業債流通利回りの当該月の月間平均値

今回の変動利付債券発行について、市中では「既発債市況の低落傾向が続き、2月下旬来普通債の発行が停止されたままとなっている現状にかんがみ、調達コストの上昇を貸出金利等に比較的容易に転嫁しうる強みをもつ大銀行が、長期安定的資金の調達を図るために行ったもの」(ル・モンド紙)と受けとめている。

◇フランス、市中銀行短期貸出基準金利を引上げ

パリ国立銀行(Banque Nationale de Paris)を始めとする大方の市中銀行では3月12日、短期貸出基準金利(taux de base bancaire)を0.75%ポイント引上げ13.25%とし、即日実施する旨を発表した。

今次引上げにより同金利は、79年初来累計10回、都合4.45%ポイント引上げ(8.8→13.25%)られたことになる。

今回の引上げにつき市中銀行筋では、「0.75%の大幅引上げに踏切ったのは、①最近のプライム・レートとコール・レート(翌日もの、3月10日現在13.375%)の逆ざやを解消すること、②フランス銀行の量的貸出規制遵守のため、根強い民間の借入意欲を減殺する必要があること、等を考慮したため」と説明している。

◇フランス銀行、金融市場介入方式を一部変更

1. フランス銀行は3月17日、金融市場介入方式のうち大蔵省証券を対象とする売戻し条件付きオペにつき、以下のとおりオペ方式の変更を行った。

<旧方式>

オペ期間……1、3、6か月

オペ・レート……フランス銀行が適宜決定(ただし原則としておおむね市場金利の6%ポイント安)

<新方式>

オペ期間……1か月ものを停止し、新たに7日、10日等の短期ものを導入

オペ・レート……7日、10日等の短期ものについては引続きフランス銀行が適宜決定するが、3・6か月ものについては、原則として市場レートをそのまま適用する扱いに変更。

2. フランス銀行では、従来、短期金融市場全体の需給については、月数回行う民間手形(残存期間1か月以内)を対象とする入札制買切りオペで調節し、小規模かつ短期的な資金不足については、市中金融機関の要請に基づき随時行う大蔵省証券を対象とする条件付オペ(大半1か月もの)により対処してきた。それを今回上記のような方式に変更したことにつきフランス銀行では、「最近の金融市場が、米国の金利急騰などにより、変化が激しくなってきたため、1か月単位のオペでは的確に対応しきれない憾みが出てきたことから市場調節方式の一層の機動化、弾力化を図ったもの。なお3・6か月ものオペについては、適用金利を市場金利と同一としたのは、オペ金利の優遇扱いを廃止することにより市場における大蔵省証券の取引促進を企図したことによるものである。」旨説明している。

◇フランス、金融機関に対する80年下期中の基準貸出わく等を決定

1. フランス銀行および国家信用理事会は3月30日、80年下期中の貸出準備率高率適用制度にかかる基準貸出わくの適用方針を以下のとおり決定、銀行協会あて通達した。

今次方針の概要は次のとおり。

(1) 適用貸出準備率、適用対象金融機関の範囲等は従来通り(53年11月号および51年10月号「要録」参照)。ただし、適用対象貸出に関し、住宅貯蓄貸出補充融資(注1)については、4月以降、これまで適用対象貸出から除外していた扱いを廃止し、対象貸出とみなすこととす

る(注2)。もっともこれについては、対象貸出額(増加額ベース)算定の基礎とされる79年末現在の貸出残高は7.5%増しで計算できる扱いとする。

(注1) 住宅貯蓄貸出補完融資(prêts complémentaires des prêts principaux d'épargne logement)とは、制度金融である住宅貯蓄貸出だけでは資金量が不足する場合、住宅金融機関が追加的に一定の限度まで融資を行う補完的制度融資。

(注2) 住宅建設融資を始めとする貸出準備率高率適用制度対象外貸出(51年10月号「要録」参照)の規制対象繰入率については、4月以降50%に引き上げる(従来40%)旨2月27日に決定していた(3月号「要録」参照)が、今後、対象外貸出のうち上記住宅貯蓄貸出補完融資については、この繰入率が100%となる。

(2) 80年下期の基準貸出わく

79年末の基準貸出わくをベース(=100)として、対象金融機関グループ別に、80年7~12月の各月の基準貸出わくを以下のとおりに設定(注3)。

	80年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
一般貸出						
第1グループ	100.5	100	100	100.5	101	103.5
第2グループ	103	102.5	102.5	103	103.5	106
第3グループ	104.5	105	105.5	106	106.5	107
短期輸出信用	109	110	111	112	113	114

ただし、一般貸出に関し、第2、第3グループのうち79年6月末現在の対象貸出残高が2億フラン以下の金融機関については、上記基準わくに各月とも4ポイント上乗せ(80年1~6月中の上乗せ幅は2ポイント)する。

(注3) 80年1~6月の基準貸出わく(79年末の基準貸出わく=100、79年9月30日付官報にて発表)は以下のとおり。

	80年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
一般貸出						
第1グループ	97	97	98	98	99	99.5
第2グループ	98	99	100	101	102	102.5
第3グループ	100	100	101	102	103	104
短期輸出信用	101	102	104	105	106	107

(3) 金融機関相互間の貸出わく売買に対する規制

従来規制していなかった金融機関相互間の上記基準貸出わくの売買につき、4月以降次のとおり規制する。

- イ. 自行わくの1%以上のわく買入れは認めない。
 - ロ. 売買は1か月単位ではなく、最低3か月かつ3か月単位の取引に限る。
2. 今次方針につきフランス銀行では、「物価の騰勢拡大や、貿易収支の赤字継続等に対処し、金融引締め強化を図らざるをえないと考えて決定したものである。特に住宅金融については、最近の貸出増すうにかんがみ規制の再強化を図った。また金融機関相互間の貸出わく売買についても、売買に適用されるプレミアム金利ともどもその動向を今後一層注視していく方針。」とコメント

している。

◇英国、金融政策運営手段に関する改革案を発表

英国大蔵省および英蘭銀行は3月20日、現行金融政策運営手段の見直しとマネタリー・ベースを中心に据えた政策運営手段の導入の可能性等につき検討を加えた共同報告(「Monetary control—a consultation paper」いわゆるグリーン・ペーパー)を発表した。

その概要は次のとおり。

- (1) 引続きマネーサプライのコントロールを政策運営目標とし、マネーサプライ指標としては従来どおりポンド建M₃を使用する。
- (2) 補完的金融政策手段として、現在4種類の比率規制が実施されているが、①増加率ベースの特別預金制度(いわゆるcorset)、②準備資産比率規制については、金利構造やマネーサプライ統計にゆがみをもたらすなどの弊害が目立ってきているため早い時期に廃止する(①については「要録」別項参照)。一方、③残高ベースの特別預金制度および④現金準備制度については、流動性吸収、短期金利コントロールの必要上継続実施する(ただし④については、適用範囲を従来のロンドン手形交換所加盟銀行から全預金受入れ金融機関に拡大する)。
- (3) マネタリー・ベースを中心に据えた政策運営手段として次の2者につき検討を進める。

- ① 直接ベースマネー(中央銀行預け金+金融機関保有現金)を操作することによりマネーサプライをコントロールする方法(monetary base control systems)。
- ② 望ましいベースマネーのトレンドと現実のベースマネーとの乖離度に応じ自動的に公定歩合を変更、これを通じてマネーサプライをコントロールする方式(monetary base indicator systems)。

ただし、いずれの方式についても英国の金融システムの現状に照らした場合、早急な具体化には問題が多いため、今後も幅広く意見を求め検討を加えてゆくこととする。

なお、本件は、昨年11月15日にハウ蔵相が議会においてマネーサプライのコントロール手段につき検討する旨発言したことをうけて進められてきた作業結果をとりまとめたもの。

◇英国政府、1980年度予算および80年経済見通しを発表

1. 英国政府は3月26日、1980年度(80年4月~81年3月)予算を発表した。その概要は以下のとおりである。

(1) 予算案の規模、収支じり

歳入は79年度見込み比+22.6%(同当初予算比+28.2%)と大幅に増加する一方、歳出の伸びが79年度見込み比+20.4%(同当初予算比+23.3%)とかなり抑制されている。この結果、収支じりは78億ポンドの赤字と79年度見込み(74億ポンドの赤字)をやや上回るものの、同当初予算(84億ポンドの赤字)比では6億ポンドの赤字圧縮となっている(第1表参照)。

(第1表)

英国の80年度予算案

(単位・億ポンド、統合国庫資金<Consolidated Fund>ベース)

	1979年度		1980年度		
	当初 (A)	実績 見込み (B)	当初 (C)	C A	C B
歳入	510.13	533.69	654.15	28.2	22.6
(うち 租税)	(489.40)	(501.72)	(617.80)	26.2	23.1
歳出	593.71	607.53	731.75	23.3	20.4
収支じり	△83.58	△73.84	△77.60		

このため、公共部門(中央政府、地方公共団体および公営企業)の借入所要額は85億ポンドと79年度実績見込み(91億ポンド)を下回る見込みである(第2表参照)。

(第2表)

英国の公共部門借入所要額

(単位・億ポンド)

	1979年度		1980年度 予算案
	当初予算	実績見込み	
中央政府	95.64	82.64	93.13
地方公共団体	2.60	17.23	5.40
公営企業	— 5.19	— 8.67	— 13.37
その他	— 10.00	—	0.20
計	83.05	91.20	85.36

(注) (第1表)の Consolidated Fund のほか、National Loans Fund(財政投融资)、National Insurance Fund(年金基金)、Northern Ireland central government(北アイルランド政府)を含むため、(第1表)の収支じりとは一致しない。

(2) 予算案に盛り込まれた主要措置

1. 租税措置(以下の諸措置に伴う歳入効果については第3表参照)。

(i) 所得税減税(第4表参照)……物価上昇分を調整するための基礎控除額の引上げが中心となっており、全体でも初年度12億ポンド前後の減税効果にとどまる見通し。

① 諸基礎控除額の引上げ(独身者1,165→1,375ポンド、既婚者1,815→2,145ポンド、寡婦(夫)650→770ポンド、老齢者<独身者1,540→1,820ポンド、既婚者2,455→2,895ポンド>)。

② 基礎税率適用所得上限の引上げ
(10,000→11,250ポンド)。

③ 最高税率適用対象所得の下限引上げ
(25,000→27,750ポンド)。

④ 投資所得加重税の課税対象所得額引上げ
(5,000→5,500ポンド、ただし税率は15%で据置き)。

(第3表)

租税措置に伴う歳入効果

(単位・百万ポンド)

	初年度 (80年度)	平年度 (81年度 以降)
内 国 税 関 連	-1,020	-1,680
所 得 税	-1,188	-1,687
うち		
基礎控除の引上げ	-1,630	-1,994
最低税率適用措置の廃止	+ 748	+ 901
最高税率適用下限の引上げ	- 40	- 86
基礎税率適用所得上限引上げ	- 58	- 106
投資所得加重税課税対象額引上げ	- 2	- 31
生命保険配当課税控除引下げ	+ 7	+ 15
退職年金の普通税率適用上限引上げ	- 32	- 65
法 人 税	- 20	- 35
中小企業税率引下げ	- 20	- 35
石 油 収 入 税	+ 535	+ 163
うち		
石油収入税率引上げ	+ 350	+ 170
そ の 他	- 347	- 121
関 税 お よ び 物 品 税	+1,020	+1,065
付 加 価 値 税 関 係	+ 7	+ 7
物 品 税	+1,013	+1,058
うち		
低オクタン価ガソリン税率等引上げ	+ 450	+ 450
たばこ税税率引上げ	+ 180	+ 195
酒税税率引上げ(ビール、ワイン等)	+ 273	+ 288
自動車税引上げ、その他	+ 235	+ 235
合 計	+ 235	- 380

(第4表)

英国の所得税率

新税率		旧税率	
課税所得 (ポンド)	税率 (%)	課税所得 (ポンド)	税率 (%)
0~11,250	30	0~750	25
11,251~13,250	40	750~10,000	30
13,251~16,750	45	10,000~12,000	40
16,751~22,250	50	12,000~15,000	45
22,251~27,750	55	15,000~20,000	50
27,750~	60	20,000~25,000	55
		25,000~	60

(イ) 法人税減税

中小企業に対する法人税率引下げ(42→40%)、および法人税率適用対象年間所得額の下限引上げ(60,000→70,000ポンド)。

(ロ) 石油収入税(PRT)増税

国際石油価格の上昇に対応して石油会社の粗利益に対する石油収入税率を引上げ(60→70%)。

(ハ) 間接税引上げ

- ① 酒税引上げ(初年度税収増加額2.7億ポンド)
- ② 低オクタン価ガソリン税率引上げ(同4.5億ポンド)
- ③ たばこ税引上げ(同1.8億ポンド)

(ニ) 自動車税引上げ(平均20%の引上げ、初年度税収増加額2.4億ポンド)

ロ. 公共支出の削減

環境省(4.5億ポンド削減)、輸出信用保証局(同1.8億ポンド)、雇用省(同0.3億ポンド)等、合計7億ポンド弱を削減(1979年11月発表の80年度支出計画比)。

2. 80年経済見通し

予算案と同時に発表された80年中の経済見通しをみると、個人消費をはじめとする国内需要の減退、国際競争力の低下に伴う輸出の不振に加え大幅な在庫調整の進展等から実質成長率は+2.5%とマイナス成長とされている(第5表参照)。

3. 80年度予算および同時に発表された中期財政計画(「要録」別項参照)についての反響をみると、産業界等では、「中期的な経済政策運営目標を国民の前に大胆かつはっきりと示した」点を高く評価し、内容についても、「意外性には乏しいものの、インフレ抑制に主眼を置く一方、景気面にもそれなりの配慮が払われており」、「厳しい予算ではあるが妥当なもの(tough but fair)」

(第5表) 政府経済見通し

(前年比・%)

	1979(実績 見込み)	1980(見通し)	79/11月 時予測
実質GDP	1.6	△ 2.5	△ 1.9
個人消費	4.1	0.9	0.5
政府支出	0.4	△ 2.2	0.2
うち消費	1.1	0	1.0
投資	△ 4.2	△ 17.6	△ 6.3
民間固定投資	△ 2.9 億ポンド	0.9 億ポンド	△ 1.5 億ポンド
在庫増減	6.5	△ 19.0	△ 19.0
輸出	1.9	0.6	0
輸入	11.1	2.3	△ 2.5
経常収支	(年中)億ポンド △ 24.4	(年中)億ポンド △ 27.5	(年中)億ポンド △ 20.0
小売物価	年平均 (13.4%)	80/MQ 前年比 16.5%	同 14.0%
PSBR (財政赤字)	年度 億ポンド 91	億ポンド 85	
マネーサプライ (ポンド建M ₃)	(12月央前 比年 12.3%)	80/2月~ 81/4月の 年率(注) 9.0%	

(注)増加率目標値7~11%の間値。

(メスベン産業連盟理事長)とする向きが多い。

これに対し、労働党は、「これまでの中で最も芸がなく、かつ希望のない予算」(キャラハン党首)と厳しく批判する一方、労働組合側も「英国経済は1930年代に押しもどされよう」(マレー労働組合評議会事務局長)として反発しており、本予算案を含めサッチャー政権の政策運営に反対し、5月14日全国ストを行うべく呼びかけている。

◇英国政府、マネーサプライ増加率目標値を発表

ハウ蔵相は3月26日子算案発表に伴う財政演説の中で、80年度以降向う4年間の長期マネーサプライ(ポンド建M₃)目標増加率を発表した(「国別動向」参照)。なお、中期的なマネーサプライ・ターゲットの表明は今回がはじめて。

マネーサプライ目標増加率は次のとおり。

1980年度(注)	81年度	82年度	83年度
7~11%	6~10%	5~9%	4~8%

(注) 1980年2月央~81年4月央の年率増加率。

なお、81年度以降については金融情勢に応じて見通すこととされている。

◇英国政府、中期財政支出白書を発表

英国政府は3月26日、1980~83年度(会計年度は4月

1日から翌年3月31日まで)を対象とする「財政支出白書(The Government's Expenditure Plans)」を発表した。今次白書では、インフレ抑制のためには歳出削減等を通ずる公共部門借入需要(PSBR)の圧縮を図り、マネーサプライの伸び率を着実に低下させていくことが必要であり、こうした政策を堅持することにより、先行きの金利低下、民間部門の活力回復等を通じて英国経済の持続的な成長が可能となることを強調している。主な内容は次のとおり。

(1) 公共部門財政支出計画(1979年価格表示)

80年度の財政支出額は746億ポンド(前年度比 $\Delta 0.7\%$)と79年度見込み(751億ポンド、前年度比 $+4.2\%$)に比べ5億ポンド削減、81年度以降についても順次削減してゆく方針。このうち公共部門の支出計画を項目別にみると、保守党政府が重視する国防(4年間の年平均実質伸び率 $+3.1\%$)、治安関係(同 $+3.0\%$)の支出を拡充、保健衛生(同 $+1.1\%$)の支出も積増してい

公共部門財政支出計画

(79年価格、単位・億ポンド)

	1978年度	79年度(実績見込み)	80年度	81年度	82年度	83年度
中央政府	498	520	517	} n. a.	} n. a.	} n. a.
公営企業	10	11	9			
地方公共団体	184	186	175			
小計	692	717	701	686	669	664
国債利子負担予備費	29	33	35	35	33	30
	—	1	10	12	15	20
合計	721	751	746	733	717	714
(前年度比・%)	(+6.0)	(+4.2)	($\Delta 0.7$)	($\Delta 1.7$)	($\Delta 2.2$)	($\Delta 0.4$)

公共部門支出計画内訳

(79年価格、単位・億ポンド)

	1978年度	1979年度	1980年度	1981年度	1982年度	1983年度
社会保障	183	189	194	198	195	196
国防	75	77	80	82	85	87
法律・治安関係	23	24	25	26	27	27
海外援助	20	21	22	23	24	26
通商、産業、雇用	32	30	30	24	19	18
住宅	53	54	47	38	33	28
教育、文化	95	97	92	90	89	87
保健その他公共サービス	90	91	92	92	94	95
運輸	30	31	29	28	27	27
国営企業に対する貸付	7	19	7	3	$\Delta 2$	$\Delta 6$
その他とも計	692	717	701	686	669	664

る反面、産業、雇用、住宅関係の補助金、教育関係費、対国営企業貸付等は大幅に削減。さらに、これまで急増してきた社会保障費についても、全体の伸び率を大幅に抑制する方向(平均実質伸び率、75年度~79年度 $+5.9\%$ 、80年度~83年度 $+0.9\%$)。

(2) 財政赤字見通し(78年度価格表示)

80年度のPSBR(公共部門借入需要)は、歳出の伸び抑制もあって約20億ポンドの圧縮が見込まれているほか、81年度以降についても歳出削減により圧縮。PSBRの対GDP比率は79年度見込み 4.8% から漸減、83年度には 1.5% にまで低下させる計画。

General Government(中央政府・地方公共団体)収支計画とPSBR

(78年度価格、単位・億ポンド)

	1978年度	1979年度	1980年度	1981年度	1982年度	1983年度
歳入	650	660	675	675	695	710
歳出	740	745	745	730	710	705
収支じり	$\Delta 90$	$\Delta 85$	$\Delta 70$	$\Delta 55$	$\Delta 40^*$	$\Delta 30^*$
対PSBR(公共部門借入需要)	$\Delta 93$	$\Delta 80$	$\Delta 60$	$\Delta 50$	$\Delta 35$	$\Delta 25$
PSBR対GDP比率	5.5%	4.8%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%

* 調整項目を含むため歳入、歳出の差と一致しない。

◇英蘭銀行、増加率ベースの特別預金制度の廃止を決定

英蘭銀行は3月26日、増加率ベースの特別預金制度(Supplementary Special Deposit Scheme、いわゆるコルセット)につき、現行適用期間の終了(1980年6月央、54年12月号「要録」参照)をもって廃止する旨決定(注)した。

(注) 本制度の廃止については、3月20日発表の「金融政策運営手段に関する改革案」において提案されていた(「要録」別項参照)。

2. 本決定に際し英蘭銀行では、「本制度の廃止は金融引締め緩和を意味するものではない」と説明する一方、金融機関に対しては「マネーサプライ・ターゲット(注)達成のためには、引続き銀行等による流動性供給を抑制していく必要がある、このため諸金融機関は1978年4月11日付の英蘭銀行による貸出に関するguidanceに特に留意し、①製造業の運転、設備資金需要ならびに輸出拡大、輸入節減に資する資金需要については健全性を損わない範囲で応ずるように努める一方、②個人向け、不動産会社向け、金融取引関連貸出等については厳しく抑制して欲しい」旨文書をもって要請した。

(注) ハウ蔵相は3月26日の財政演説において、マネーサプライ目標

値(1980年2月央～1981年4月央の年率増加率)を7～11%に据置く旨発表。

◇英蘭銀行、特別預金預入率引上げの延期を決定

1. 英蘭銀行は4月1日、4月8日に予定していた特別預金預入率の引上げを6月16日に延期する旨発表した。今次延期決定は、2月1日、2月29日に次ぐ3度目のものである。この結果、同預入率は次のとおりとなる。

5月13日まで	0%
5月14日以降6月15日まで	1%
6月16日以降	2%

2. 本措置につき英蘭銀行は、「このところ短期金融市場は、納税期を迎え資金需給がかなり逼迫してきているため、これによって必要以上に銀行の準備資産ポジションが圧迫されたり短期金利に上昇圧力がかかることのないようにとの配慮からとられた技術的調整措置である」旨説明。

◇イタリア銀行、量的貸出規制に罰則措置を導入

1. イタリア銀行は3月14日、市中金融機関に対する量的貸出規制(注1)を一層厳格に運営するため、同規制わくを超過する貸出に対し、概要以下のような罰則措置を新設(注2)する旨決定、発表した。

(注1) 隔月末の対象貸出残高増加率に上限を設定する規制措置。1976年10月に導入され、以後5回にわたり延長されている。現行規制では、80年7月までの当該貸出残高を、79年5月末残高比、3月末+15%、5月末+16%、7月末+21%に抑制することが義務づけられている(54年11月号「要録」参照)。

(注2) 従来本規制には明確な罰則が存在せず、イタリア銀行が適宜、違反した金融機関に対する貸出限度額を減額するなど、裁量的に対応していた。

(1) 罰則適用対象金融機関

貸出規制増加率を1%ポイント以上超過した規制対象金融機関。

(2) 罰則措置

規制を上回る貸出額の一定割合をイタリア銀行に対する無利子の特別預金として預入させる。預入率は以下のとおり。

イ. 貸出規制増加率を上回る割合が3%ポイント以内の部分

3月末規制わくにつき超過額の10%	
5	30%
7	50%

ロ. 同上の割合が3%ポイント超の部分

3月末規制わくにつき超過額の10%(イに同じ)	
5	30%
7	50%

(3) 預入方法

規制わくを超過した金融機関は、各規制対象月末から1か月以内に所要額をイタリア銀行に預入(預入期間2か月)する義務を負う。

2. 今次措置の背景につきイタリア銀行では、「最近中堅数行の貸出が規制わくを大幅に上回っていることが判明したが、これは、昨年第4四半期以降の経済活動の盛上りもさることながら、インフレ見越しの原材料在庫積上げを反映したものとみられ、こうした企業のインフレ・マインドを金融面から断つことは是非とも必要であると判断し、今回の措置を決定したものである」と述べている。

◇イタリア、石油製品価格を引上げ

イタリアの物価閣僚委員会は3月19日、一部石油製品価格の引上げを決定、発表した(20日実施、前回引上げ<昨年12月30日>については1月号「要録」参照)。

主要品目の価格引上げ幅は次のとおり(1リットル当り・リラ、税込み小売価格)。

スーパー・ガソリン	655→680
レギュラー・ガソリン	635→665
自動車用軽油	290→309

◇スイス政府・中央銀行、為替管理緩和措置を発表

1. スイス政府・中央銀行は、3月10日、次の諸措置を決定、発表した(翌11日以降実施)。

(1) 政府は、政令改正により期間3か月以上のスイス・フラン建非居住者預金に対する付利禁止措置を撤廃する(注)。

(注) 本措置により、引続き付利が禁止されるスイス・フラン建非居住者預金は、当座預金および期間3か月未満の定期預金(外国中央銀行および国際決済銀行<B I S>から受入れる定期預金も同様)のみとなる。なお、貯蓄預金に対する付利禁止措置は、2月21日以降撤廃されている(3月号「要録」参照)。

(2) スイス中央銀行は、市中銀行の対非居住者スイス・フラン先物売為替取引に関する規制措置(注)を撤廃する。

(注) 本規制は、2月21日以降期間10日を超えるものについては74年10月末売持残高の40%以内に(従来20%以内)、また期間10日以内のものについては同80%以内に(従来50%以内)、緩和されていた(3月号「要録」参照)ものであるが、今回全面的に撤廃されることとなった。

2. 本措置に関するスイス政府および中央銀行の公式声明文は以下のとおり。

「本日決定された外資流入規制の一段の緩和措置は、主要外国通貨に対するスイス・フラン相場の軟化傾向(注)が2月の緩和措置実施後も依然として改まらず、

これを放置すれば輸入物価の高騰を通じ、国内物価の騰勢傾向を強めるおそれ大きいことに対処してとられたものである。

(注) スイス・フラン相場の推移

	スイス・フラン、1ド ル当り	スイス・フラン対 ドイツ・マルク、 クロス・レート、 1マルク当り
78/10月末	1.4775	1.1709
79/3月末	1.6955	1.1019
6月末	1.6600	1.1099
9月末	1.5500	1.1235
12月末	1.5875	1.0891
80/1月末	1.6253	1.0702
2月上旬末	1.6203	1.0744
中旬末	1.6340	1.0684
下旬末	1.6980	1.0453
3月上旬末	1.7290	1.0454
中旬末	1.7605	1.1068

◇オランダ政府、賃金抑制措置を実施

1. オランダ政府は3月13日、1980年下期(注)の賃金抑制措置を発表、同23日には議会です承され実施に移されることが決定した。

(注) なお、政府は3月初旬、1月10日より3月10日まで実施されていた緊急賃金凍結措置(3月号月報「要録」参照)を4月10日まで1ヵ月延長する旨決定している。

オランダでは従来賃金は半年に1回ずつ物価上昇に応じて引上げを行うスライド方式が一般化しているが今次措置により、

①今年下半期(7月1日～12月31日)の賃上げは、物価スライドを一時停止し、各企業の賃金支払い額が前年比0.75%以上にならぬように規制する、

②物価スライドの停止に伴う調整措置として、7月よりすべての労働者に対し毎月26ギルダーを支給する(これはスライド方式が適用された場合のほぼ半額と推計されている)ほか、年間で労働者一人当たり100ギルダーの減税を行う、こととなった。

2. 今次措置について、オランダ政府は「高率な賃上げはインフレを高進させるとともに、オランダの国際競争力低下をもたらす対外バランスを一段と悪化させかねないため、今回の措置に踏み切った」と説明している。なお、本年のオランダ経済は、政府見通し(3月5日発表)によればオイル価格の上昇を背景に経常収支が10億ギルダーの赤字(79年は45億ギルダーの赤字)と引続き大幅な赤字が予想されるうえ、消費者物価上昇率も前年比+6%と昨年(同+4.2%)をかなり上回るほか、生産水準の低下、失業者数の増加が見込まれるなどかなり厳しいものになっている。

3. なお、今次措置に対し、同国最大の労組であるオランダ労組連合(FNN、110万人)をはじめ各労組は一斉

に反発を示し、3月20日には24時間のゼネストを実施した。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引上げ

1. ベルギー中央銀行は3月19日、公定歩合を2%引上げて14%とし、翌20日から実施する旨決定、発表した(注)。同行の公定歩合引上げは、2月28日(10.5→12.0%)、3月号「要録」参照)に続き年初来2回目のもので、水準は昨年10月以降既往ピークを更新中である。

新金利体系は別表のとおり。

(注) なお、今次公定歩合引上げに先立ち、同行は3月14日、フラン売投機を資金面から封じるため、債券担保貸付高率適用金利を3.5%引上げて18.0%とした(別表参照)。

2. 今次公定歩合引上げにつき、ベルギー中央銀行では、「前回公定歩合引上げ後もベルギー・フランに対する売圧力が続いていることにかんがみ、フラン相場維持に対する当局の断固たる決意を表明するためにとった措置である。この間国内金融市場でも、度重なるフラン買介入による流動性吸収の結果、金利水準が急テンポで上昇しており、こうした状況に適應し、金融調節を円滑に行うことも今次措置のねらいのひとつである」と述べている。

ベルギー中央銀行の金利引上げ

(年利・%)

	変更前	3月14日 以降	3月20日 以降
再割引歩合			
A わく (再割引限度わくの 3分の1まで 狭議の公定歩合)	12.0	12.0 (据置)	14.0
B わく (同限度わくの残 る3分の2)	13.5	13.5 (据置)	15.0
債券担保貸付金利			
貸付限度わく内の 貸付適用金利	13.5	13.5 (据置)	15.0
同限度わく外の高 率適用金利	14.5	18.0	18.0 (据置)

◇ベルギー政府、財政支出削減等を決定

ベルギー政府は3月21日、財政赤字圧縮およびベルギー・フラン相場安定化の見地から、財政支出削減措置をはじめとする概要次のような諸施策を閣議決定、発表した。

(1) 財政支出削減

1980年度予算につき、公的債務の返済および失業対策を除くすべての項目にわたって支出を2.2%削減する(財政赤字削減額、170億フラン)(注)。

なお、1981年度予算については、前述の2項目を除く全支出項目の伸びを実質ゼロに抑える。

(注) 本措置による赤字削減額170億フランは、最近の金利上昇に伴う公的債務の利払負担増等に充当する。

(2) 賃上げ抑制

雇用創出とインフレ抑制の見地から、公共部門の実質賃上げ率(労働時間短縮によるフリンジ・ベネフィットを含む)を80年中2%以内に抑える。また、民間部門に対してもこれにならうよう勧奨する。

(3) エネルギー節約対策(対象期間1981~85年)

イ、火力発電用の燃料に占める石炭のウエイトを拡大する。

ロ鉄鋼、セメント、製糖、農業、園芸、海洋漁業等の部門において、エネルギー節約および石油に代わるエネルギーへの移行を図る。

ハ、個人向燃料油出荷制限(注)を延長する。

(注) 現行制限(79年5月1日から80年4月30日まで)については、54年5月号「要録」参照。

以上のエネルギー対策による国際収支赤字削減効果は、向う5年間で485億フランと見込まれている(ちなみに79年の経常収支は660億フランの赤字<79年末O ECD見直し>)。

◇スウェーデン、物価凍結措置を実施

スウェーデン政府は3月27日、物価を5月9日まで全面凍結すると発表した。

今回の措置は、最近物価上昇圧力が強まっていることから国内においてインフレ・マインドが広範化し、昨年末からの賃金改訂交渉が難航しているため、これを解決すべくとられたものであり、政府は必要と認めた場合には本措置を年末まで延長する可能性があるとしている。

◇フィンランド、フィンランド・マルカを切上げ

1. フィンランド中央銀行は3月25日、フィンランド・マルカを16通貨からなるバスケットに対し2%切上げ(注)、即日実施する旨発表した。今回の措置は昨年9月の2%切上げ(54年10月号「要録」参照)に続くものである。

(注) フィンランド・マルカの対外価値は、16の主要貿易相手国通貨からなるバスケットをもって計算され、1974年を100とするインデックスにより表示されているが、同インデックスについては政府が変動許容範囲を設定し、フィンランド中央銀行はマルカの価値をその範囲内に維持する義務を負っている。政府は本年1月に

降の変動許容範囲を119~112と設定しており、フィンランド中央銀行はこれまで、マルカ相場をほぼその中間点にあたる115.4に維持してきたが、今後これを113.1に切上げることとしたもの。今回の決定は政府の設定した変動許容範囲内の切上げであるため、フィンランド中央銀行が決定、発表するかたちをとっている。

2. 今次措置につきフィンランド中央銀行では、「国際収支面からみれば、昨年の経常収支は若干の赤字を計上するにとどまるなど切上げを迫られるような状況にはないが、石油価格の上昇による輸入インフレの高進が大きな問題となりつつあるので、これを抑制するためにあえて切上げに踏み切ったもの」とコメント。

◇オーストリア中央銀行、公定歩合の引上げ等を決定

1. オーストリア中央銀行は、3月20日、公定歩合の引上げ等次のような金融引締め措置を決定した。なお今次公定歩合引上げは、本年1月(2月号「要録」参照)に続くもの。

(1) 公定歩合およびロンバート・レートそれぞれ1.5%引上げ(公定歩合5.25→6.75%、ロンバート・レート5.75→7.25%)、翌21日以降実施する。

(2) 銀行に対する貸出残高増加率規制については、総貸出残高の月間増加率を1.3%から1.0%へ、また個人向け貸出(消費者信用)残高の月間増加率を0.55%から0.35%へ引下げ、4月1日以降実施する。

2. 本決定に関する同行の公式コミュニケは以下のとおり。

「最近西側先進工業国の間では、物価および金利の上昇に加え国際収支の悪化が顕著であるが、オーストリア経済もまたその例外ではない。本日決定した措置は、物価の上昇(注1)を抑えるとともに、経常収支の赤字幅(注2)縮小に資することをねらったものである。」

(注1) オーストリアの消費者物価の推移(単位・前年比・%)
 79/6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
 +3.2 +4.0 +3.3 +3.7 +4.1 +4.4 +4.7
 80/1月 2月
 +5.0 +5.4

(注2) オーストリアの経常収支の推移(単位・百万シリング)
 79/IQ IIQ IIIQ IVQ
 +5,038 +6,876 420 +14,385

◇アイスランド、アイスランド・クローネを切下げ

アイスランド中央銀行は3月31日、アイスランド・クローネを米ドルに対して約3.4%切下げ(1ドル=415.20クローネ→429.70クローネ)、同日正午より実施する旨発表した。今次切下げは78年8月(53年10月号「要録」参照)以来のものである。

本措置は、年初来の米ドル強調に伴い周辺諸国の通貨

の相場がかなり下落している中においてアイスランド・クローネの対米ドル下落率は小幅にとどまっております、同国の輸出競争力の弱体化が懸念されているため、これを回避すべく実施されたものとみられている。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、1980年の経済目標を発表

韓国政府は1月、80年の主要経済目標を発表した。これによると、本年は「安定成長の基盤作り」に主眼をおき、国内面では①本年度当初予算の規模縮小、②金融引締め持続、などの総需要抑制政策を通じて物価上昇を極力抑える一方、対外面では各種支援策により輸出170億ドル(注)を達成して国際収支の悪化を最小限に食い止めることに重点指向の方針。このため、実質経済成長率目標は61年(2.2%)以来最も低い3～5%にしている。

主要経済目標は次のとおり。

韓国の国内経済目標

(単位：前年比増加率・%)

	1980年目標	1979年実績 (暫定)
G N P (実質)	3～5	7.1
総消費	3.1	6.8
総固定資本形成	△ 5.0	9.6
卸売物価上昇率	27～28	23.6
消費者物価上昇率	22～23	19.3
マネーサプライ(総通貨)増加率	20	24.7
国内与信増加率	27.8	39.1
失業率	5.3	4.0

◇韓国、低所得層向け生活安定対策を発表

韓国政府は2月、石油製品および工業製品の大幅値上げにより増大をみている家計負担の軽減を図るため総額3,290億ウォンにのぼる予算措置を講じ、低所得層を中心に概要以下の生活安定対策を実施する旨を発表した。

- (1) 大麦、小麦等の価格を7月まで凍結する一方、政府備蓄米の放出により米価の安定を図る。
- (2) 低所得層を対象にして一部の電力料金(使用量月50kwh以下)、水道料金(使用量月30トン以下)を凍結する一方、市内バス、地下鉄等交通料金を7月まで据置く。
- (3) 就労事業(失業対策事業の一環)の規模を拡大(150億ウォン→250億ウォン)する一方、低所得層に対し燃料費(1世帯当月額2,500ウォン)等を支給する。

韓国の国際収支目標

(単位：百万ドル、カッコ内は前年比増加率・%)

	1980年計画	1979年実績 (暫定)
経常収支	△ 4,700	△ 3,921
貿易収支	△ 5,500	△ 4,286
輸出	17,000(注)	14,738
	(15.3)	(15.9)
輸入	22,500	19,024
	(18.3)	(31.3)
貿易外収支	300	△ 55
移転収支	500	420
長期資本収支	2,500	2,373
基礎的収支	△ 2,200	△ 1,548
短期資本収支	1,000	828
総合収支	△ 1,200	△ 964
外貨準備高(末残)	6,200	5,700

(注) 政府(商工部)は3月、ウォンの切下げ効果を再検討して80年の輸出目標を170億ドルから180億ドルに上方修正。

◇韓国、通貨バスケットに移行

韓国政府は2月27日、ウォンの米ドル・リンク制を廃止し、通貨バスケット方式を採用する旨発表、即日実施した。

同国では、1965年3月米ドル・リンクの変動相場制を採用したが、韓国銀行の介入により事実上対米ドル・レートを固定してきた。しかし、従来の方式では、①米ドルの変動によってウォンの対外価値が大きく振れる、②切下げ(韓国銀行介入レートの切下げ)の度に国内経済に大きな打撃を与える、といった問題点が生じたため、通貨バスケットによるフロート制の採用によりこれらの影響を緩和しようとしたもの。新方式の概要は次のとおり。

- (1) 韓国銀行は、毎日SDRと独自の通貨バスケットに基づいてウォンの対米ドル基準レートを決定・公表する。

なおこの方式によって決定されるウォン・レートが大きく変動する場合には、これを適宜調整する。

- (2) 韓国銀行は、上記基準レートに0.4%以上のスプレッドを加減して韓国銀行集中売買レート(韓国銀行の対為銀売買レート)を決定する。
- (3) 為銀は、上記基準レートに0.5%のスプレッドを加減して対顧客売買レートを決定する。

なお、最近のウォン・レートの推移をみると、2月27日以降小刻みにフロートダウンしており、3月31日現在1米ドル当り586.1ウォン(2月26日、同580ウォン)。また、こうしたウォン・レートの変動に伴い為替

リスクが発生することから、同国では今後先物市場を創設する予定。

◇台湾、1979年経済実績および1980年経済目標を公表

台湾当局は1月、1979年の経済実績(暫定)および1980年の経済目標を発表した。

これによれば、79年の実質経済成長率は輸出の増勢鈍化(実質GNPベース、前年比、78年+22.9%→79年+5.6%)を主因に年央以降急速に低下、当初計画(8.5%)を下回る8.0%(78年13.9%)にとどまった。

一方、80年については、民間設備投資の奨励や12項建設等公共投資の継続等により79年並みの8.0%の実質経済成長率(注)を見込んでいる。また、物価については各種安定策を実施して、消費者物価、卸売物価とも前年比+7.5%に抑制の計画。この間、民間予測をみると、台湾経済研究所が「実質成長率は先進国の景気後退に伴う輸出の伸び悩みから6.6%、物価もある程度落ち着くものひとけた台の上昇に抑えるのは無理」とするなど、政府目標の達成を困難視する向きが多い。

主要経済実績および目標は次のとおり。

台湾の主要経済指標

(単位:前年比増減<->率・%)

		1979年実績 (暫定)	1980年計画
GNP	総額	8.0	8.0(注)
	農林水産業	2.1	1.0
	鉱工業	7.5	10.1
	うち製造業	7.1	10.4
GNE	サービス業	10.8	6.8
	個人消費支出	10.2	7.5
	政府の財貨・サービス 経常購入	15.7	12.2
	国内総固定資本形成	10.8	18.4
E	財貨・サービスの輸出 (控除)	5.6	12.4
	財貨・サービスの輸入	20.6	12.6
物価	C P I	9.8	7.5
	W P I	13.8	7.5
1人当り国民所得 (名目、ドル)		1,718	2,096
通関輸出(名目、億ドル)		161.1	192.3
前年比		26.9	19.4
通関輸入(名目、億ドル)		147.7	188.9
前年比		33.9	27.9
貿易収支(名目、億ドル)		13.4	3.4

(注) 政府は4月、80年経済成長率を8.0%から7.1%に下方修正。

◇香港、1980年度予算案を発表

1. 香港政府は2月27日、1980年度(1980年4月~81年3月)予算案を発表した。同予算案の性格としては、歳入面で土地売却収入の著増を主因に大幅増収を見込む一方、歳出面では先進国の景気後退に伴い先行き同国の輸出伸び悩みが予想されるため住宅、道路等公共投資の大幅計上により景気浮揚に充分配慮しつつも、インフレ高進の折柄、これを歳入以下の伸びに押え、収支じりでは前年度を上回る黒字を確保しており、その意味では景気・物価両睨みの予算といえよう。

その概要は次のとおり。

- (1) 歳出(総額180.3億香港ドル)は前年度実績見込み比+26.7%と高い伸びとなっている。これは、住宅、運輸・道路・土木等公共投資関係支出が大幅に増加していることによるもの。
- (2) 歳入(総額214.3億香港ドル)は前年度実績見込み比+29.5%と歳出を上回る高い伸びとなっている。これは、所得税が免税限度の引上げ(注)により低い伸びにとどまるものの、土地売却収入(79年度22.2億香港ドル→80年度51.7億香港ドル)が著増することによるもの。
- (3) この結果収支じりでは34億香港ドルの大幅黒字見込みとなっており、既往最高の黒字(従来最高<決算ベース>は79年度の23.2億香港ドル)。

同予算案の反響としては、「インフレを助長する恐れがある」(Asian Wall Street Journal 紙)との見方もあるが、総じてみればこれの景気下支え効果に期待、「景気の先行きをよく見通した妥当なもの」と好感する向きが多い。

(注) 個人所得税の免税限度引上げ
 独身者 10,000香港ドル→15,000香港ドル
 既婚者 20,000 " →30,000 "

2. なお、上記予算案発表に際して、79年の経済実績および80年の政府経済見通しが発表された。これによると、79年の実質GDP成長率は11.5%と修正見通し(79年9月、7%→12%へ上方修正)をやや下回ったものの、前年実績(10%)を上回る高い伸びを達成した。これは、輸出が機械、雑貨等を中心に好伸したほか、公共投資や設備投資等内需も着実に拡大したことによるもの。

一方、80年については、先進国の景気後退から輸出の増勢が大きく鈍化する見通しながら前述した公共投資の大幅拡大により民間予測(5~7%)を大きく上回る9%の成長率を見込んでいる。

香港の1980年度予算案

(単位・百万香港ドル)

	1980年度予算			1979年度実績見込み
	金額	構成比	1979年度実績見込み比増減(Δ)率	
歳出	18,028	100.0	26.7	14,232
うち教育	2,943	16.3	14.2	2,576
国防・治安等	2,430	13.5	15.6	2,102
経済関係費	1,677	9.3	40.7	1,192
運輸・道路・土木	2,685	14.9	23.4	2,176
住宅(注)	3,888	—	56.8	2,480
医療・衛生	1,491	8.3	20.7	1,235
社会福祉	792	4.4	8.6	729
歳入	21,428	—	29.5	16,550
収支じり	3,400	—	—	2,318

(注) 一般会計以外の関連支出を含む。

香港の1979年経済実績と1980年経済見通し

(単位・前年比増加率・%)

	1979年実績(暫定)	1980年見通し
実質GDP	11.5	9
うち個人消費支出	7.7	9
政府経常支出	12.3	12
国内総固定資本形成	23.7	12
うち(工業設備投資)	46.3	15
(建設)	4.0	10
輸出	19.5	9
(控除)		
輸入	15.6	11

◇香港、預貸金金利を引上げ

香港の英系主力2行(香港上海、チャータード)は3月11日、貸出プライム・レートを1.5%引上げた(これは79年8月以来の措置)。この結果、同レートは16%と既往最高の水準を更新した。

なお、前記2行に恒生銀行を加えた3行は同じく3月11日に、食料品および輸出製品用原料の輸入に関する特別優遇金融(プライム・レート比マイナス1.5%、貸出期間120日以内、79年10月号「要録」参照)についても併せて13%から14.5%へ引上げた。

一方、これに伴い為替銀行協会(Exchange Banks' Association)は預金金利を1.25~1.5%の幅で引上げる旨を決定、同じく3月11日から実施した。

今次措置の背景としては、①米国の公定歩合引上げ等このところ海外金利が上昇し、内外金利差が拡大してい

ること、②香港内でもファイナンス・カンパニーに比べて銀行の金利割安感が強まっていること、等が指摘されている。これに対し政庁では、「このところ軟化傾向にある香港ドル相場の下支えになる」として歓迎の意を表している。

新預金金利は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

普通預金	10.5(9.25)
通知預金	10.5(9.25)
定期預金	
3か月もの	10.5(9.25)
6か月もの	10.5(9.25)
12か月もの	13.0(11.5)

◇シンガポール、1980年度予算案を発表

シンガポール政府は3月5日、1980年度(80年4月~81年3月)予算案を議会に提出した。

本予算案提出にあたりゴー(Goh Chok Tong)通商産業相は、原油価格の高騰や先進国景気の後退等経済環境が厳しさを増す中で、80年度も前年度(実質GDP成長率9.3%)並みの経済成長を確保していくためには、①商品の高付加価値化による輸出競争力の増強、②個人消費の拡大をテコにした国内景気の浮揚、③オフショア・バンキング業務の促進による国際金融センター機能の一層の強化、等が急務である旨強調した。

予算内容を見ると、こうした方針を映じ各種減税措置がとられている一方で、産業構造の改編、推進をねらいとして開発支出が著増していることから、予算規模は76.4億シンガポール・ドル(前年度比+28.7%)とかなりの大型予算となっているのが特徴的である。本予算案の概要は次のとおり。

(1) 経常予算

経常収入は、公共料金引上げに伴い物資・サービス販売収入が好伸する反面個人所得税の大幅減税(減税率平均16.1%)、関税の原則撤廃、オフショア・ローン取引に関する印紙税撤廃、等各種減税措置(注)の実施から、全体としては前年度比+5.9%と前年度(同+3.1%)を若干上回る程度の伸びにとどまる見込み。一方、経常支出は一般行政費(公務員給与引上げ)、教育費(政府の語学教育重視方針)等の増大をはじめ公的債務返済額の増すもあって、前年度をかなり上回る伸び(前年度比+19.1%、前年度同+12.4%)となる見込み。この結果、経常収支黒字幅は前年度に比し大幅に縮小(0.9億シンガポール・ドル、前年度5.1億シンガポール・ドル)。

(注) 減税措置の概要は以下のとおり。

- (1) 個人所得税率引下げ
所得額に応じて課税率を1%~6%の範囲で引下げ(減税率では平均16.1%)。
- (2) 調査開発費課税控除
特に認可した企業に対し、調査開発向け支出の2倍相当額を課税対象所得から控除。
- (3) オフショア・ローン関連印紙税撤廃
ACU(Asian Currency Units)銀行のオフショア・ローン取引に関する印紙税を撤廃。
- (4) オフショア金取引税率の引下げ
ACU銀行、非居住者、シンガポール金取引所加盟ブローカーに対し、金のオフショア取引から生ずる利益に課する税率を現行の40%から10%に引下げ。

(2) 開発予算

開発支出は、産業構造の改編を中心とする政府の積極的な産業振興策の推進から前年度とは様変わり的大幅な伸び(前年度比+41.3%、前年度同一7.1%)となる見込み。一方、この財源としては、経常予算からの繰入れが前年度比大幅に減少することから、開発基金の取崩しや借入に大きく依存する方針。

シンガポールの1980年度予算案

(単位・百万シンガポール・ドル)

		1980年度	前年度比 増減(一)率
経 常 予 算	経 常 収 入	4,113	5.9%
	経 常 収 出	4,019	19.1
	うち 社会・経済部門	1,397	19.3
	国防・治安部門	1,317	23.5
	公 的 債 務 返	1,073	16.5
経 常 収 支 じ り		94	
開 発 予 算	開 発 収 入	3,617	41.3
	うち 経常予算繰入れ	94	-81.6
	開発基金取崩し・借入	3,523	3.0倍
	開 発 支 出	3,617	41.3
	うち 経 済 部 門	1,755	63.9
	社 会 部 門	1,599	26.7
総 収 入		7,636	28.7

◇インドネシア、新投資政策を発表

インドネシア政府の投資調整委員会(Investment Coordinating Board)は2月14日、1980年のインドネシア国内投資(内資、外資とも)に関する投資優先順位リストおよび投資優遇措置を発表した。概要は次のとおり。

1. 投資優先順位リスト

投資許可業種として340業種を選定し、国内開発の優先度との関連で次の3つのカテゴリーに分類。

- (1) 最優遇業種(法人税免除等税制面の優遇措置を全面的に適用)……紙・パルプ、銃鉄、工作機械等20業種。

- (2) 優遇業種(限定的優遇措置の供与)……輸出用食品・罐詰、農業機械、テレビ・ラジオ部品等35業種。
- (3) 非優遇業種(原則として優遇措置なし)……(1)、(2)以外の業種。

2. 投資優遇措置

最優遇業種および優遇業種に適用する投資優遇措置の概要は次のとおり。

(1) 免税期間

新規投資については、基礎免税期間を2年間とし、さらに次の条件を満たす場合には免税期間を最高6年まで延長。

イ. 外貨節約または外貨獲得に資するプロジェクト(操業開始後3年間で年平均25万ドル以上)

ロ. 大規模投資プロジェクト(外国投資15万ドル以上、国内投資625百万ルピア以上)

ハ. ジャワ島以外への投資

ニ. 政府が特に認めた案件

(2) 投資控除

固定投資額の20%を毎年5%ずつ、4年間にわたって課税対象所得から控除。

(3) 損失の繰越し

免税期間内の累積赤字相当分を免税期間経過後の所得から課税控除。

(4) その他

配当税、資産印紙税等の免除、特別割増償却等の適用。

3. 本措置は、輸出振興や雇用機会創出、さらにはジャワ島以外の地域の開発促進を企図したものであり、上記リスト非記載業種でもこれらの面で寄与し得る企業(例えば、100%輸出企業、労働集約的企業、ジャワ島以外に立地する企業)であれば別途投資許可を与えるなどの特例を認めている。

なお、上記リストは本措置実施後6か月を経た時点で見直しが行われることとなっている。

◇フィリピン、「総合銀行制度」発足

1. フィリピン暫定国民議会は3月27日、懸案の銀行制度改革を一段と推進するため、総合銀行制度の導入を主たる内容とした銀行関連7法(注1)の改正法案を可決した。今次改革は本年6月から実施に移されるが、その骨子は次のとおり。

(1) 「総合銀行制度」の導入

イ. 既存の商業銀行に対し「総合銀行(universal banking)」の認可を付与(ただし払込資本金が5億ペソ以上のものに限定)。

ロ。「総合銀行」には、従来事実上禁止してきた1年超の長期貸付、長期債の引受けおよび企業経営参加株の取得を許可する(ただし、株式投資等による銀行の企業支配および系列化を排除するための権限をフィリピン中央銀行通貨委員会(注2)〈Monetary Board〉に付与)。

(2) 各種特殊銀行の業務制限大幅緩和

農村銀行に対する店舗新設禁止措置の解除、貯蓄抵当銀行に対する譲渡可能債券、債務証券、為替手形等の買取り認可、等。

(注1) 中央銀行法、一般銀行法、地方銀行法、フィリピン開発銀行法、民間開発銀行法、貯蓄貸付組合法、投資会社法。

(注2) フィリピン中央銀行の最高意思決定機関。

2. 今次制度改革は、昨年6月の同国に対するIMF・世銀合同報告において、同国の長期信用制度の未整備、短期金融機関の乱立が産業資金供給面で各種弊害(海外依存度の大幅上昇など)をもたらしているとの指摘を受けたことが直接的な契機となっているが、もとより同国では、1977年以降一連の銀行制度改革(金融機関の整理統合、オフショア・バンキング構想の推進等)を推進中であり、今次改革はその決め手となるものとして打出されたものとみられている。

なお、こうした動きと歩調を合わせ、フィリピン中央銀行も金融機関の合併・統合を促進する趣旨から、①合併・統合の際のキャピタルゲインに対する免税措置の導入、②長期投融資を優遇する税制の採用、等を骨子とする税制改正を検討中と伝えられる。

◇豪州、海外投資規制を一部緩和

豪州政府は4月1日、居住者(個人および法人)による海外直接投資上限額を引上げるとともに、海外の確定利付債券(償還期間1年以上)の購入を一定限度内で許可する旨発表した。本措置の概要は次のとおり。

(海外直接投資上限額) (確定利付債券<期間1年以上>購入上限額)

	年間	1	→	4	年間	1
個人						
民間企業	年間	10	→	25	年間	10
公営公業	年間	100	→	250	年間	100

本措置は、更年後一般炭等エネルギー資源の開発投資盛上りを映じ外資の流入傾向が続いているほか、国内市中金利の上昇に伴い内外金利差の拡大傾向にも歯止めがかかってきているため、海外投資規制の一部を緩和しても同国の国際収支面にあまり大きな影響を及ぼさないと判断から実施されたものとみられている。

共産圏諸国

◇中国、外貨兌換券制度を創設

中国国務院は3月31日、外貨兌換券制度の創設を発表した。それによれば4月1日以降、非居住者ならびに外国人居住者が友誼商店、旅行社、ホテル等指定された場所で行う支払いについては、あらかじめ中国銀行本支店等で外貨と引換えに取得した人民元建外貨兌換券によることとし、外貨そのものの国内での使用は禁止されることとなった。今次措置は、対外経済活動の活発化に伴いこのところ目立つ外貨の闇取引を防止するとともに、外貨収入の中国銀行への集中をより確実にするためとられたもの。

同制度の概要は次のとおり。

- (1) 外貨兌換券の種類…100元、50元、10元、5元、1元、0.5元、0.1元の7種類(うち4月1日に発行されたのは50元、10元、5元、1元、0.1元の5種類)。
- (2) 使用対象者…短期入国の外国人、華僑、香港・マカオ・台湾居住者および長期滞在の外交官、民間駐在員。
- (3) 交換手続き等…中国銀行本支店および指定された代理交換所において、外貨(為替レート公示の18種の通貨)ならびに外貨建の送金小切手・旅行小切手(前記18種の通貨建)等と交換し、同時に兌換証明書を発行する。交換レートについては外国為替管理総局発表の人民元為替レートを適用。
- (4) 国外持出・再交換……外貨兌換券は、国外への持出し、もしくは持込みが可能で、また取得後6ヵ月以内であれば兌換証明書の提示により外貨への再交換ならびに中国銀行の人民元・外貨建預金への預入が認められる。なお、中国銀行本支店等正規の機関を通ずることなく外貨兌換券を売買することは禁止。

◇中国、個人預金の金利上げを実施

中国人民銀行は4月1日から、華僑預入の6ヵ月もの定期預金を除く個人積立・定期預金の金利を全面的に引上げ、さらに7月1日からは普通預金金利も引上げることとした。これは、79年11月以降の農産物買上げ価格引上げ、労働者賃金の引上げ等により増加した現金通貨の吸収を近代化資金に充当するためとられた措置とみられている(預金金利体系の全面的改訂は79年4月1日の引上げ以来)。

新預金金利体系は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

普通預金

政府機関等	0 (従来どおり)
企業・人民公社	1.80(")
信用合作社	3.96(")
個人	2.88(2.16)
	<7月1日実施予定>

積立預金(個人のみ、1年)4.32(3.60)<4月1日実施>

定期預金(個人のみ)

国内居住者	
6か月もの	4.32(3.60)<4月1日実施>

1年 "	5.40(3.96)< " >
3年 "	6.12(4.50)< " >
5年 "	6.84(5.04)< " >

華 僑

6か月もの	3.60(従来どおり)
1年 "	5.76(4.68)<4月1日実施>
3年 "	6.48(5.04)< " >
5年 "	7.20(5.40)< " >

なお同行によれば、79年末の中国の預金総額は280億元、前年比+33.3%(うち都市部202億元<同+30.6%>、農村部78億元<同+40.9%>)となったあと、本年2月末には前年比+36.7%へと伸び率を高めている。